

令和7年度プラスチック資源回収・再資源化モデル実証業務 公募型プロポーザル応募要領

1 目的

本要領は、「令和7年度プラスチック資源回収・再資源化モデル実証業務」を委託する者を決定するための公募型プロポーザルについて必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

(1) 業務の名称

令和7年度プラスチック資源回収・再資源化モデル実証業務

(2) 業務内容

プラスチック資源回収・再資源化に関する技術やノウハウを有する県内事業者等との連携・協働体制を構築した上で、県内をフィールドとしたプラスチック資源回収・再資源化の実証を行う（詳細は、「令和7年度プラスチック資源回収・再資源化モデル実証業務仕様書」のとおり）。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 委託上限額

6,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（注）上限額を超えている提案は、最優秀提案者とししない。

3 提案への参加要件

この手続に参加できる者は、法人で次に掲げる要件のいずれにも該当する者（複数の法人により構成される法人格を有しない団体にあつては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者。）。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。

(2) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和4年山口県告示第179号）に基づく資格審査において、特A又はAの等級に格付けされている者であること。

(3) この手続の開始の日から提案書の提出期限までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

4 提案への参加表明

この要領に基づく提案に参加を希望する場合は、別紙1「提案参加意向確認書」を令和7年5月23日（金）午後5時まで（必着）に、山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課宛、持参、郵送又はFAXで、提出すること。（郵送、FAXの場合は、念のため電話により、参加意向を伝えること。）

【提出先】

〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県庁本庁舎2階
山口県 環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課 ゼロエミッション推進班 宛
TEL：083-933-2992 FAX：083-933-2999

5 提案書等

提案は、次の書類を作成し、提出するものとする。

(1) 企画提案書

◆体裁(用紙サイズ) 任意(原則A4縦長横書)表紙・目次を除き30ページ以下とする。

◆提出部数 6部

◆内容

形式は自由であるが、次の項目については必ず記入すること。

項目	内容
実施体制	◇業務に関する体制、役割
業務スケジュール	◇業務に関するスケジュール
提案内容	◇事業の概要 ◇想定される課題 ◇期待される効果 ◇先進性・工夫点
その他	◇提案の特色、PR等

※企画提案書は、選定業者を決定するためのものであり、実施に当たっては、選定業者の提案をもとにして、県と協議を行い、実施計画を策定することになります。

(2) 委託業務の概算見積書

◆体裁(用紙サイズ) 任意

※消費税及び地方消費税の額を含む。

◆提出部数 正本1部

※別に副本6部を(1)の提案書の最終ページに添付すること。

(3) 参考資料

◆体裁(用紙サイズ) 任意(原則A4版)

◆提出部数 6部

◆内容

- ①応募者の概要(貴社の「会社案内」等で代用可)
- ②類似の業務に係る事業実績
- ③担当予定者の氏名、経歴

6 提案書等の提出方法及び提出期限

提案書等は、社名、所在地、電話番号を明記の上、令和7年5月30日(金)午後5時まで(必着)に、山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課宛、持参又は郵送により提出すること。(郵送の場合は書留とすること。)

【提出先】

〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県庁本庁舎2階
山口県 環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課 ゼロエミッション推進班 宛
TEL：083-933-2992

7 審査の実施

令和7年度プラスチック資源回収・再資源化モデル実証業務審査委員会において、提案書について、プレゼンテーション(Web会議システムによる出席可)を実施した上で、審査を行い、最優秀提案者を決定する。

なお、応募が1社の場合でも、プレゼンテーションを実施し、審査を行うものとする。
また、プレゼンテーションの日時、場所等については、後日、提案者に通知する。

・実施予定日：令和7年6月2日(月)～令和7年6月6日(金)のうち1日

8 選定結果の通知

提案の選定結果は、提案者全員に対して、後日文書により通知する。

9 提案に係る経費

書類の作成など、提案に要する経費は、提案者の負担とする。

10 提案書の返還

この要領に基づき提出された提案書については返還しない。

11 質問と回答

この要領に関する質問等は、別紙2「質問書」により令和7年5月16日(金)午後5時まで(必着)に、山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課宛、持参、郵送又はFAXすること。(郵送、FAXの場合は、念のため担当に電話により送付した旨を伝えること。)

回答は個別の質問の場合を除き、本提案への参加を表明した者全員に対して行う。

なお、当該回答文書は、この要領を追加又は修正したものとして扱う。

12 審査基準

提案書は、下記の審査項目に基づき、厳正な審査を実施する。

審査項目	審査事項	配点
実施体制・計画 (40点)	プラスチック資源回収・再資源化のノウハウを有する県内事業者等が参画しているか。	5
	実施者と県内事業者等との連携体制が構築できているか。	10
	プラスチック資源回収・再資源化を行う上で、参画事業者の役割分担が適切か。	10
	適切な運営体制が構築されているか。	5
	具体的な事業計画が構築されているか。	5
	予算は取組内容に照らして、適切か。	5
事業内容 (60点)	対象とするプラスチックは、再資源化が進んでいないものであるか。	10
	実証エリアは県内であり、プラスチック資源回収・再資源化や温室効果ガス削減に向けた具体的な取組が示されているか。	10
	実証を行った取組を社会全般に広げていくため、専門家の知見を活用するなど、課題抽出のための手法や実証結果の検証方法等が示されているか。	15
	他事例との比較を踏まえて、本業務における工夫点が明確に示されているか。	10
	取組内容は実現可能性の高いものであるか。	10
	関係法令を遵守したものとなっているか。	5